

令和元年度 全国高等学校総合体育大会
第69回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会
医療救護要項

1 目 的

この医療救護要項は、令和元年度全国高等学校総合体育大会第69回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会に参加する選手・監督・コーチ・トレーナー・役員・視察員・報道関係者及び一般観覧者の医療及び救護について、基本的事項を定めるものとする。

2 方 針

令和元年度全国高等学校総合体育大会第69回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会北海道実行委員会は医療機関、医師会、保健所、消防署等と相互に連絡調整等を行い、関係機関の協力を得て業務を行い、大会の円滑な運営を図るものとする。

3 救護所の設置

- (1) 大会期間中、競技開始から終了時まで各競技会場に救護所を設置する。
- (2) 救護所では応急処置を行い、必要に応じて「受診依頼書」を発行し医療機関に移送する。
- (3) 医師は救護所で受けたすべての患者の状況を医療日誌に記載し、大会終了後実行委員会大会事務局に報告する。

4 救護所以外における医療

- (1) 競技会場における練習等の場合
救護所が開設されていない場合で、負傷、発病した場合は、競技会場の係員等に申し出て処置を受ける。
- (2) 宿舎で発病した場合
監督・引率責任者若しくは関係者（以下「関係者」という。）が宿舎に申し出るとともに、8の医療機関等へ連絡し、必ず関係者が付き添い受診する。
- (3) 救急車の要請
4の(1)、(2)において、重傷（重病）と思われる場合は、関係者が直接「119」番で救急車を要請する。なお、後刻、傷病の状況を北海道実行委員会大会事務局に連絡する。
- (4) 宿舎等から直接受診した場合は、後刻、傷病の状況を北海道実行委員会大会事務局に報告する。

5 医療機関での受診方法

各種健康保険の被保険者等の資格証「保険証」を提示し受診すること。また、独立行政法人日本スポーツ振興センター加入者は「医療等の状況」の用紙を持参する。

6 医療費等の負担

- (1) 医療機関等での診療に要する費用は、すべて受診者の負担とする。また、「健康保険証」の提示がない場合は全額自己負担となるので注意すること。
- (2) 医療機関を受診する際にかかった交通費は、受診者が負担する。
- (3) 大会参加者は大会期間中を通し、できるだけ各種傷害保険に加入しておくことが望ましい。

7 参加生徒等の健康状況把握について

引率者は、引率するすべての生徒の健康状況を把握しておき、救護所や医療機関で医師等に正確に伝えられるようにしておくこと（特にアレルギー、心臓疾患、その他既往症の有無等）

8 医療機関の案内

- (1) 大会関係者で診療が必要になった時は、宿泊施設のフロントで最寄りの医療機関を確認してください。
- (2) 症状が重い場合は、119番通報で救急車の要請をしてください。